

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立瀬田小学校改築工事)

- 1 契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築工事
- 2 相手方 東京都世田谷区奥沢四丁目 4 番 4 号
白井・東光・高野建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区奥沢四丁目 4 番 4 号白井ビル
白井建設株式会社
代表者 白 井 栄 一
構成員 東京都世田谷区経堂五丁目 2 3 番 1 5 号
東光建設株式会社
代表者 草 深 和 重
構成員 東京都世田谷区松原五丁目 4 1 番 7 号
高野建設株式会社
代表者 高 野 年 弘
- 3 契約金額 議決金額 3, 6 1 6, 8 0 0, 0 0 0 円
変更金額 3, 7 9 4, 7 8 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 令和 8 年 2 月 2 7 日
- 5 変更理由 ①工事に伴い発生した土砂や汚泥等の土質が想定と異なっていたこと
により、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、搬出先の変更が必要となったため。
②工事着手後、地中障害物が発見され、撤去工事が必要となったため。
- 6 専決処分日 令和 6 年 8 月 1 6 日